

岩手県告示第207号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和元年8月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 病院の名称 | 所在地 | 救急病院として効力を有する期限 |
|----------|-------------------|-----------------|
| 岩手県立宮古病院 | 宮古市崎楯ヶ崎第1地割11番地26 | 令和4年8月11日 |